

豊前市新たな移動手段の実証運行及び分析・評価業務委託仕様書

1. 業務名

豊前市新たな移動手段の実証運行及び分析・評価業務

2. 目的

豊前市（以下「本市」という。）の主な利用可能な移動手段は、JR・市バス・タクシー・デマンド型乗合タクシー・自家用車等となっている。本市では、全国的な動向と同様に人口減少・少子高齢化等により移動需要が減少し、その結果、公共交通の利用者数が年々減少し、公共交通の事業性の悪化に伴い、日常生活の移動の確保等の問題が深刻化している。その一方では、免許の自主返納を推進しているものの、特に本市のような地域では、買い物や通院などの移動手段を確保できないため、免許を手放したくても手放せない現状である。

本市が運行する市バスの利用者数は減少傾向にあり、特に櫛狩屋線では近年、年間延べ利用者数が4,000人を下回る状況が続いており、利用者数が増加する見込みが少ない中で、今後も定時定路線バスの運行を続けることは財政負担の更なる増加に繋がり、より効率的な運行と移動手段の構築が求められている。

一方、持続可能な地域公共交通の維持確保に向けては、運行の効率化だけでなく、市民の誰もが気軽に利用できる利便性の高い移動手段の確保が求められている。

本市では、「地域コミュニティ交通デザイン等業務（令和6年度）」において、各種調査や市民参画により作成した「交通デザイン」に基づき、「豊前市新たな移動手段の実証運行支援業務（令和7年度）」において、新たな地域公共交通の実証運行計画（案）を作成している。本業務ではこれまでの検討業務を踏まえ、令和8年度に実証運行を開始し、その分析・評価を行うものである。

※事業概要は、<https://www.city.buzen.lg.jp/sousei/rebuzen.html> 参照

3. 業務内容

※本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案等に一部修正を加え調整する場合がある。

- 1) 運行形態 : デマンド型乗合タクシー
運行エリア : 櫛狩屋線沿線のエリア（市バス櫛狩屋線の代替移動手段としての実証運行）
事業形態 : 道路運送法第21条に基づく乗合旅客運送による有償事業
実証期間 : 6カ月程度
運行内容 : 実証運行（案）を基本とするがプロポーザルによる事業者提案とする

- 2) 運行形態 : 市街地循環バス
運行エリア : 市内中心市街地 (ゆめマート豊前、三毛門駅、宇島駅など)
事業形態 : 道路運送法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送による有償事業
実証期間 : 6 カ月程度
運行内容 : 市による運行事業 (実証運行)

実証運行に掛かる全ての運行経費は本業務の委託費の範囲内で実施する。事業者の提案により実施した実証運行の結果、業務委託費の範囲を超える経費が発生する場合は、受託者の負担によるものとする。また、実証運行においては道路運送法等の法令を遵守し、適切かつ安全な運行のための管理体制・運行体制、車両等の調達は全て受託者側が実施するものとする。

加えて、本業務の実証運行と同時期に本市が運行主体となって市街地を循環する市バスの実証運行を実施する予定 (本市による運行事業) であり、循環バス実証運行に関わる準備・効果検証等の分析・評価は本業務の対象範囲とする。

1) 計画準備

本業務を実施にあたっては、これまでの本市における検討過程を十分把握するとともに、必要な資料、データ等を収集・整理し、具体的な作業手順、体制、工程等を検討し、発注者の承認を得たうえで、業務計画書を作成し、提出する。

2) 実証運行に掛かる各種準備

実証運行に向けた準備 (設置を含む)、調整、資材等の調達等を行う。ここでの実証運行準備の対象は、デマンド型乗合タクシー及び循環バスとする。具体的には、実証運行実施計画 (ルート、ダイヤ、バス停箇所、運賃、運行日、実証運行スケジュール) を作成する。また、デマンド型乗合タクシー及び循環バスの実証運行のため必要となる国土交通省、道路管理者、交通管理者等への申請書等の作成及び支援を行う。なお、提出者は市及び運行事業者とする。

3) 実証運行事業の実施

適切な運行体制を受注者側にて確保した上で、実証運行事業を行う。実証運行期間は6 カ月程度とし、期間中の運行や利用状況等の実績を定期的に把握し報告すること。また、実証運行において発生する問題や課題の改善策を講じ、発注者・受注者及び関係者との調整会議の場を設け、対策を実施すること。

4) 地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議の開催支援として、会議への出席及び事業説明、資料作成、議事録作成等の支援を行う。なお、公共交通会議の回数については2回を見込む。

5) 周知・広報および利用促進

デマンド型乗合タクシーの実証運行及び循環バスの実証運行を市民に周知するための広報手法、媒体、対象等を明確にした広報計画を立案し、周知・広報活動を実施する。周知・広報においては、実証事業の実施が適切に住民へ伝わる案内のチラシと各実証の運行内容（ルート、ダイヤ、運行日、運賃等）が分かるチラシ・ポスター等のデザイン・印刷を必須とする。チラシのデザインは令和7年度業務にて作成した素案を活用することとする。

その他、実証期間中に市民の利用促進について講じること。

6) 実証運行の効果検証

本格運行へ向けた課題を分析・評価するために、実証運行の利用状況、運行実績、利用者等のニーズ把握する調査等を行うための効果検証計画を立案する。ここでの効果検証の対象は、デマンド型乗合タクシー及び循環バスとする。

また、実証期間における効果検証結果を踏まえて、本格運行に向けた課題の整理を行う。

7) 報告書作成

本業務における内容を報告書として取りまとめる。

8) 打ち合わせ協議

業務を円滑に進めるために、初回、中間時（3回）、納品時の計5回の打ち合わせ協議を原則、対面にて行う。

4. 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部

(2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R）1部

※なお、成果品納入後であっても、業務内容及び成果品についての問合せ、その他の対応を求めることがある。

6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、その損害賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。
- (5) 専門的な知識及び調査、仕様作成等が必要な場合は、本市と協議の上、再委託することができる。